



事務局説明資料

2026/7/27

1. 本指定委員会の議事運営について
2. 今年度の運営計画について
3. 指定業務関連文書（指定基準、指定手順、申請様式）について
4. 本日もご意見いただきたい事項

本指定委員会の議事運営について

1. 会議は原則として非公開とするが、議事の内容を踏まえ、事務局が委員長と相談して対応を決定する。
2. 議事要旨は原則として公開するが、資料の内容を踏まえ、事務局が委員長と相談して対応を決定する。
3. 配付資料は原則として公開するが、資料の内容を踏まえ、事務局が委員長と相談して対応を決定する。
4. その他、本会議の議事運営に関する判断は、委員長に一任するものとする。

※「指定委員会規則案 2.3.2議事の扱い」に記載

今年度の運営計画について

	令和8年度 (2026年度)												以降
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
運営審議委員会			▲ 第1回 (6/10)	▲ 第2回 (7/8)		▲ 第3回 (9月上旬)						▲ 第4回 (3月上旬)	
指定委員会				▲ 第1回 (7/27)	▲ 第2回 (8/20)				▲ 第3回 (12月上旬)				
制度運営基盤の整備	基本規程、制度運営規則、関係機関規則、指定基準の作成 基本規程等の公表 評価機関、技術検証事業者、研修事業者の募集・審査 評価機関、技術検証事業者、研修事業者の公表 研修の提供、SCSセキュリティ専門家の公表 ※研修事業者により提供開始時期は異なる 評価用ガイドの作成 評価用ガイドの公表 登録・公表システムの構築 運用開始(想定) 取得企業の公表												
制度の導入促進策	公式サイト公開 サイバーセキュリティお助け隊サービス(新類型)実証事業 新類型サービス基準案公表 本制度の継続的な広報・周知、中小企業サイバーセキュリティ普及促進、業界毎の特性を踏まえた導入促進												

指定委員会について、以下の時期・議題にて開催する。

開催	開催時期	主な議題案
第1回	2026年7月27日	- 今年度の運営計画の審議 - 指定業務関連文書に関する議論
第2回	2026年8月20日	- 指定業務関連文書に関する審議 - 評価機関、技術検証事業者及び研修事業者の公募に関する審議
第3回	2026年12月上旬	評価機関、技術検証事業者及び研修事業者の指定に係る審議

指定業務関連文書について

本年度作成する規程等の全体像



本年度作成を予定している規程等は以下の通り。
指定委員会では、赤枠内に示す7つの規則・手順及び関連する申請様式をご審議いただく。

階層	#	文書名 ^[*1]	主な対象者	公開範囲	運営審議委員会			指定委員会
					第1回	第2回	第3回	
規程	1	基本規程	本制度を構成するすべての者	一般公開	●	-	-	-
規則	2	制度運営機関規則	制度運営機関	一般公開	●	-	-	-
	3	運営審議委員会規則	運営審議委員会	一般公開	●	-	-	-
	4	指定委員会規則	指定委員会	一般公開	●	-	-	-
	5	評価機関規則	評価機関	一般公開	-	●	-	-
	6	技術検証事業者規則	技術検証事業者	一般公開	-	●	-	-
	7	研修事業者規則	研修事業者	一般公開	-	●	-	-
基準 ガイド	8	評価機関指定基準	評価機関・指定委員会	一般公開	-	▲ ^[*3]	-	■
	9	技術検証事業者指定基準	技術検証事業者・指定委員会	一般公開	-	▲ ^[*3]	-	■
	10	研修事業者指定基準	研修事業者・指定委員会	一般公開	-	▲ ^[*3]	-	■
	11	研修実施基準	研修事業者・指定委員会	一般公開	-	▲ ^[*3]	-	■
	12	★3・★4 要求事項・評価基準	登録希望組織・セキュリティ専門家・評価機関	一般公開	-	-	(●) ^[*2]	-
	13	★3・★4 自己評価等ガイド	登録希望組織・セキュリティ専門家	一般公開	-	-	●	-
	14	★4 第三者評価ガイド	評価機関	一般公開	-	-	●	-
	15	★4 技術検証ガイド	登録希望組織・技術検証事業者	一般公開	-	-	●	-
手順 手引 解説書	16	評価機関指定手順	指定委員会・制度運営機関	一般公開	-	-	▲ ^[*3]	■
	17	技術検証事業者指定手順	指定委員会・制度運営機関	一般公開	-	-	▲ ^[*3]	■
	18	研修事業者指定手順	指定委員会・制度運営機関	一般公開	-	-	▲ ^[*3]	■
	19	★3・★4 登録申請の手引	登録希望組織	一般公開	-	-	▲	-
	20	★3・★4 要求事項・評価基準 解説書	登録希望組織・セキュリティ専門家	一般公開	-	-	▲	-

【凡例】

- ：運営審議委員会で審議・決定
- ▲：運営審議委員会へは報告のみ
- ：指定委員会での審議決定

“制度運営規則類”

“関係機関規則類”

“指定基準群”

“評価用ガイド類”

“指定手順群”

【備考】[*1] 文書番号の採番方法は現在検討中

【備考】[*2] 大幅な修正がある場合は国SWG、軽微な修正の場合は運営審議委員会にて審議・決定とする

[*3] 指定委員会にて審議・決定し、運営審議委員会へ報告する

■ 基準の目的・趣旨

- 本基準は、主に本制度における登録希望組織、評価又は技術検証に係る者及び本制度の運営に関係する者が遵守しなければならない基本的事項を定める。

■ 目次構成

第1章 総則	■ 評価機関の指定要件と運用に関する基本的要求事項を定める。	1.1 目的	第4章 評価の資源	■ 評価要員の能力確保と外部委託・技術検証体制の要件を定める。	4.1 評価要員
		1.2 引用基準等			4.2 外部委託
		1.3 用語及び定義			4.3 技術検証の実施体制
第2章 総論	■ 法的責任、公平性、品質管理、機密保持等の基本原則を定める。	2.1 法的責任	第5章 評価機関の評価実施及び責任に関する要件	■ 申請から評価、報告、登録、監督までの一連の手続を定める。	5.1 評価の実施
		2.2 評価の合意			5.2 技術検証結果の確認
		2.3 評価品質			5.3 評価の結果
		2.4 公平性			5.4 苦情及び異議申立て
		2.5 債務及び財務			5.5 関連規定
		2.6 非差別的条件			
		2.7 機密保持			
		2.8 情報の公開			
第3章 評価機関の組織	■ 組織構造と責任権限、公平性確保の仕組みを定める。	3.1 評価機関			
		3.2 公平性確保のための仕組み			

■ 手順の目的・趣旨

- 本手順は、SCS評価制度の評価機関につき、指定申請から審査・更新・取消し・廃止・異議までの手続を定めるものである。

■ 目次構成

第1章 総則	■ 評価機関の指定に係る手続きについて定める	1.1適用範囲
		1.2用語の定義
		1.3引用基準
		1.4引用基準変更時の取り扱い
第2章 新規指定審査	■ 申請・書類審査・実地審査・不適合改善を経て指定委員会が決定し、台帳登録・公開に至る手続	2.1 申請
		2.2 書類審査
		2.3 実地審査
		2.4 不適合の指摘及び改善（新規）
		2.5 指定委員会による決定及び通知
		2.6 指定台帳の整備及び公開
第3章 更新審査	■ 満了3か月前までの更新申請、実績・調査結果重視の審査、改善対応、更新決定・指定証交付の手続	3.1 更新申請
		3.2 更新審査の実施
		3.3 不適合の指摘及び改善（更新）
		3.4 指定委員会による決定及び制度運営機関による通知（更新）

■ 目次構成

第4章 変更届出	■ 変更発生時の30日以内の届出、責任者欠員・委託先喪失時の業務一時停止・再開、漏えい報告を規定	4.1 届出事由 4.2 届出手続 4.3 審査・承認 4.4 ★4評価責任者欠員時の業務一時停止 4.5 業務再開の手続 4.6 機密情報の漏えい等の報告 4.7 委託先技術検証事業者の指定状況の確認及び業務一時停止
第5章 調査（定期サーベイランス及び臨時サーベイランス）	■ 定期・臨時サーベイランスによる継続的適合確認と、注意・勧告等の是正措置の手続を定める	5.1 定期サーベイランス 5.2 臨時サーベイランス 5.3 調査結果への対応 5.4 注意及び勧告

■ 目次構成

第6章 指定の取消し	■ 虚偽・調査拒否・是正不履行等の取消事由と、事前通知・弁明・決定・取消後措置の手続を定める	6.1 発動事由
		6.2 手続（事前通知・弁明）
		6.3 決定と効果
		6.4 取消し後の措置
第7章 異議の申出	■ 不指定・取消し等の決定への異議申出手続と、原決定関与者を排した審査・通知を規定する	-
第8章 廃止	■ 廃止60日前までの自主廃止申請、秘密情報処理、進行中案件の引継ぎ計画、廃止確定の手続	8.1 自主廃止の申請
		8.2 秘密情報処理義務
		8.3 引き継ぎ計画
		8.4 廃止の確定

■ 様式の目的・趣旨

- 本様式は、評価機関の指定を受けようとする者が、法人情報・評価体制等を記載し、欠格事由非該当等を誓約して提出するものである。

■ 構成

様式1	評価機関指定申請書	SCS評価機関の指定申請書。法人情報、評価体制、技術検証の実施形態、添付資料を記載し、必要書類を添えて制度運営機関へ申請する書類
様式2	宣誓書	SCS評価機関として、評価責任者の監督、公平性・独立性の確保、財務健全性、非差別運営、サーベイランス協力、是正措置対応を遵守することを宣誓する書類

■ 基準の目的・趣旨

- 本基準は、主に本制度における技術検証事業者として指定を受けようとする者及び指定を受けた技術検証事業者に対する要求事項について定めるものである。

■ 目次構成

第1章 総則	■ SCS評価制度における技術検証事業者の役割と本基準の適用範囲を示し、指定を受ける者及び指定後の事業者を求める基本的要求事項を規定する。	1.1 目的
		1.2 引用基準等
		1.3 定義
第2章 技術検証事業者に関する事項	■ 技術検証事業者として指定を受けるための審査基準を定め、反社会的勢力の排除、要件適合性の確保、調査受入れ等を求める。	2.1 技術検証事業者に係る審査基準
		2.2 適用範囲の限定
		2.3 公平性
		2.4 機密保持
第3章 技術検証の基準に関する事項	■ 脆弱性診断を中心とした技術検証の具体的基準を定め、責任者の資格・経験や従事者の教育等の技術要件を規定する。 加えて品質管理体制として、管理者配置、マニュアル整備、レビュー、教育、情報保護および監査を通じた品質維持向上を求める。	3.1 脆弱性診断に係る審査基準

■ 手順の目的・趣旨

- 本手順は、SCS評価制度の技術検証事業者につき、指定申請から審査・更新・取消し・廃止までの手続を定めるものである。

■ 目次構成

第1章 総則	■ 技術検証事業者の指定に係る手続きについて定める	1.1 適用範囲
		1.2 用語の定義
		1.3 引用基準
		1.4 引用基準変更時の取扱い
第2章 新規指定審査	■ 申請から、掲載確認・個別確認による能力審査、実地審査、指定委員会決定・指定証交付までの手続	2.1 申請
		2.2 書類審査
		2.3 実地審査
		2.4 不適合の指摘及び改善（新規申請）
		2.5 指定委員会による決定及び通知
第3章 更新審査	■ 満了3か月前までの更新申請、実績・調査結果重視の審査、改善対応、更新決定・指定証交付の手続	3.1 更新申請
		3.2 更新審査の実施
		3.3 不適合の指摘及び改善（更新）
		3.4 指定委員会による決定及び制度運営機関による通知

■ 目次構成

第4章 変更届出	■ 変更発生時の30日以内の届出、責任者欠員時の受託停止・委託元協議・再開、漏えい報告を規定	4.1 届出事由
		4.2 届出手続
		4.3 審査・承認
		4.4 ★4技術検証責任者欠員時の業務一時停止
		4.5 業務再開の手続
		4.6 機密情報の漏えい等の報告
第5章 調査	■ 定期・臨時サーベイランスによる継続的適合確認と、注意・勧告等の是正措置の手続を定める	5.1 定期サーベイランス
		5.2 臨時サーベイランス
		5.3 調査結果への対応
		5.4 注意及び勧告

■ 目次構成

第6章 指定の取消し	■ 虚偽・調査拒否・是正不履行等の取消事由と、事前通知・弁明・決定・取消後の引継ぎ措置を定める	6.1 発動事由
		6.2 手続（事前通知・弁明）
		6.3 決定と効果
		6.4 取消し後の措置
第7章 廃止	■ 廃止60日前までの自主廃止申請、秘密情報処理、進行中案件の引継ぎ計画、廃止確定の手続	7.1 自主廃止の申請
		7.2 秘密情報処理義務
		7.3 引き継ぎ計画
		7.4 廃止の確定
第8章 異議の申出	■ 不指定・取消し等の決定への異議申出手続と、原決定関与者を排した審査・通知を規定する	-
第9章 指定台帳の整備及び公開	■ 指定台帳の整備・電磁的公開と、指定・更新・取消し等の確定後5営業日以内の更新義務	-

■ 様式の目的・趣旨

- 本様式は、技術検証事業者の指定を受けようとする者が、法人情報・検証体制等を記載し、欠格事由非該当等を誓約して提出するものである。

■ 構成

様式1	技術検証事業者指定申請書	SCS技術検証事業者の指定申請書。法人情報、評価体制、技術検証の実施形態、添付資料を記載し、必要書類を添えて制度運営機関へ申請する書類
様式2	宣誓書	SCS技術検証事業者として、監督、公平性・独立性の確保、財務健全性、非差別運営、サーベイランス協力、是正措置対応を遵守することを宣誓する書類

■ 基準の目的・趣旨

- 本基準は、SCS評価制度研修事業者（以下「研修事業者」という）が、その業務の遂行に関して遵守すべき事項を定める。

■ 目次構成

第1章 総則	■ 研修事業者がその業務の遂行に関して遵守すべき事項を定める。	1.1 適用範囲	第4章 研修コース	■ 研修コース運営上の基準を定める。	4.1 研修コース仕様書
		1.2 引用基準			4.2 講師ガイド
		1.3 定義			4.3 文書
第2章 総論	■ 業務遂行のための方針及び手順について恣意的な変更を行わないことを定める。	2.1 恣意的運用の禁止			4.4 記録
		2.2 SCS評価制度研修コースの準拠基準			4.5 受講証明書
第3章 研修事業者の組織	■ 研修事業者組織としての要求を定める。	3.1 研修事業者組織要件			4.6 機密保持
		3.2 内部監査及びマネジメント・レビュー	第5章 研修事業者の要員	■ 研修事業者の要員に求める基準を定める	5.1 職務適正
		3.3 研修業務に関する委託の制限			5.2 要員に関する情報の管理
		3.4 異議の申出、苦情及び紛争			5.3 研修要員の規則遵守
					5.4 研修講師要員

■ 基準の目的・趣旨

- 本基準は、SCS評価制度指定研修事業者（以下「研修事業者」という。）が実施する「SCS評価制度研修」（以下「研修」という。）を定める。

■ 目次構成

第1章 総則	■ 研修事業者が研修の実施に関して遵守すべき事項を定める。	1.1 適用範囲	第3章 SCS評価制度フォローアップ研修基準	■ フォローアップ研修を実施できる旨を定める。	フォローアップ研修の実施
		1.2 定義			
第2章 SCS評価制度研修基準	■ 研修実施基準、研修事業者指定手順は本基準の一部となる。	2.1 研修シラバス	第4章 施設及び設備	■ 整備すべき施設及び設備を定める。	施設及び設備
		2.2 履修内容			
		2.3 クラス編成と講師	附属書A	■ ロールモデルを定める。	ロールモデルと評価・確認業務に求められるスキル
		2.4 受講者の評価			
		2.5 修了試験			
		2.6 合否判定			
		2.7 再試験			

■ 手順の目的・趣旨

- 本手順は、SCS評価制度指定委員会が「研修事業者」を指定するための手順を定める。

■ 目次構成

第1章 総則	■ 研修事業者が研修の実施に関して遵守すべき事項を定める。	1.1 適用範囲
		1.2 引用基準
		1.3 指定基準変更時の取扱い
		1.4 定義
第2章 指定審査	■ 申請事業者の申請から登録までの手順を定める	2.1 申請
		2.2 指定審査の実施
		2.3 研修事業者の指定に関する決定
		2.4 登録料と指定研修事業者登録・公表
第3章 サーベイランスの実施	■ 指定研修事業者に対するサーベイランスについて定める	3.1 定期サーベイランス
		3.2 臨時サーベイランス
		3.3 記録の保持

■ 様式の目的・趣旨

- 本様式は、SCS評価制度指定研修事業者（以下「研修事業者」という。）が制度運営機関へ提出する「申請様式」を定める。

■ 構成

様式1	SCS評価制度研修 研修事業者指定申請書件誓約書	事業者の基本情報の提出を求め、指定事業者としての誓約事項を定めたもの
様式2	SCS評価制度研修 研修事業者指定申請書添付書類リスト	指定にあたり要求されている事項に該当することを証明するために提出を求める文書の一覧を定めたもの
様式3	附属書Aと研修シラバスとの対応表	研修実施基準に基づき研修シラバスが作成されていることを説明するもの
様式4	研修要員に関する情報	申請事業者の研修に係る要員情報を説明するもの
様式5	研修コース開催計画兼実績表	研修開催の計画と、更新審査受審時に開催実績を説明するもの